

総社市長の権限に属する事務の一部の総社市農業委員会への委任及び総社市農業委員会の職員による補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月1日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第27号

総社市長の権限に属する事務の一部の総社市農業委員会への委任及び総社市農業委員会の職員による補助執行に関する規則の一部を改正する規則

総社市長の権限に属する事務の一部の総社市農業委員会への委任及び総社市農業委員会の職員による補助執行に関する規則（平成19年総社市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（委任等） 第2条 市長は、次に掲げる事務を農業委員会に委任する。 （1）略 （2）<u>法第4条第8項及び法第5条第4項の規定による協議</u> （3）及び（4）略 （5）<u>法第18条第3項の規定による意見の聴取</u> （6）<u>法第49条第1項の規定による立入調査等</u>  （7）<u>法第49条第3項の規定による通知及び公示</u></p>	<p>（委任等） 第2条 市長は、次に掲げる事務を農業委員会に委任する。 （1）略 （2）<u>法第18条第3項の規定による意見の聴取</u> （3）及び（4）略  （5）<u>法第49条第1項の規定による立入調査等（第1号、第3号及び第4号に規定する許可並びに第8号に規定する許可の取消し等に係るものに限る。）</u> （6）<u>法第49条第3項の規定による通知及び公示（第1号、第3号及び第4号に規定する許可並びに第8号に規定する許可の取消し等に係るものに限る。）</u></p>

<p><u>(8) 法第50条の規定による報告の徴取</u></p> <p><u>(9) 法第51条の規定による許可の取消し等</u></p> <p><u>(10) 法附則第2項の規定による農林水産大臣との協議</u></p> <p>2 略</p>	<p><u>(7) 法第50条の規定による報告の徴取(第1号, 第3号及び第4号に規定する許可並びに第8号に規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(8) 法第51条の規定による許可の取消し等(第1号及び第3号に規定する許可に係るものに限る。)</u></p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。